



平成 28 年 6 月 16 日

各 位

会 社 名 ヤスハラケミカル株式会社  
代表者名 代表取締役社長 安原 禎二  
(コード番号 4957 東証第二部)  
問合せ先 取締役経営企画部長 敷田 憲治  
(TEL. 0847-45-3530)

## 監査等委員会設置会社移行に伴う内部統制システム構築の 基本方針の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年1月19日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、平成28年6月16日開催の当社第58期定時株主総会の承認に基づき、監査等委員会設置会社に移行しました。

これに伴い、平成28年6月16日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、変更箇所は下線で示しております。

### 記

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり会社の業務の適正を確保するための体制を整備する。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
(会社法第 399 条の 13 第 1 項 1 号ハおよび会社法施行規則第 110 条の 4 第 2 項第 4 号)
  - (1) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス基本規程を定め、必要に応じて各担当部署にて規則の策定あるいは取締役および使用人に対する研修の実施を行うものとする。
  - (2) 内部監査部門として、監査室を置くとともに、コンプライアンスの統括部署を総務部とする。
  - (3) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するとともに、取締役会において報告するものとする。
  - (4) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報体制として、内部通報規程に基づきその運用を行うこととする。
  - (5) 監査等委員会は当社の法令遵守体制および内部通報システムの運用に問題があると認めた場合は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(会社法施行規則第 110 条の 4 第 2 項第 1 号)

取締役の職務執行に係る情報 (電磁的記録を含む) については、文書管理規程に基づき適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとする。当社の取締役および監査等委員は文書管理規程に従い、常時、これらの文書などを閲覧できるものとする。

(取締役の職務執行に係る情報とは、取締役会議事録、稟議書、重要な契約書等をいう)

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第 110 条の 4 第 2 項第 2 号)

(1) 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、以下①から⑤のリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整えることとする。

- ① 会社の過失により取引先およびユーザーに多大なる損害を与えたとき
- ② 重大な事故、災害 (労働災害を含む) 等を発生させたとき
- ③ 火災、地震、風水害等によって多大の損害を受けたとき
- ④ 災害、事変等により仕入先からの主原料の調達が著しく困難となったとき
- ⑤ その他会社の存続にかかわる重大な事案が発生したとき

(2) リスク管理体制の基礎として、危機管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、危機管理規程に則り損害の拡大を防止すべく適切に対応する。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第 110 条の 4 第 2 項第 3 号)

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月 1 回以上開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、その審議を経て執行決定を行うものとする。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任について定めることとする。

### 5. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

(会社法施行規則第 110 条の 4 第 1 項第 1 号)

監査等委員会の要請があったときは、監査室の職員を監査等委員会の職務を補助する使用人とし、監査等委員会の指揮命令に従わせるものとする。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の他の取締役 (監査等委員である取締役を除く。)からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(会社法施行規則第 110 条の 4 第 1 項第 2 号、3 号)

(1) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価等に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

- (2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、もっぱら監査等委員会の指示命令に従わなければならない。

7. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(会社法施行規則第 110 条の 4 第 1 項第 4 号イ)

- (1) 取締役および使用人は法令および定款に違反する事項、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に都度報告するものとする。前記に関わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。
- (2) 社内通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査等委員会への適切な報告体制を確保するものとする。

8. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

(会社法施行規則第 110 条の 4 第 1 項第 5 号)

当社は、監査等委員会へ報告を行った使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

9. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(会社法施行規則第 110 条の 4 第 1 項第 6 号)

当社は、監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し、会社法 399 条の 2 第 4 項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

10. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第 110 条の 4 第 1 項第 7 号)

- (1) 取締役および使用人は監査等委員会の監査に対する理解を深め、スムーズな監査を行える環境に整備するよう努めるものとする。
- (2) 監査等委員会は代表取締役との定期的な意見交換を行い、また監査室との連携をはかり、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行をはかるものとする。

以上